

Title	東ヨーロッパの自由化運動
Sub Title	Liberal Movement in Eastern Europe
Author	森田, 昌幸(Morita, Masayuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1983
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.56, No.3 (1983. 3) ,p.193- 206
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	内山正熊教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19830328-0193

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

東ヨーロッパの自由化運動

森 田 昌 幸

- 一 各国の形態
- 二 自由化の条件
- 三 展 望

一 各国の形態

東ヨーロッパの社会主義が、マルクス・レーニン主義の理論を基調とする社会主義であるのか、あるいは社会主義の名のもとに、実際は社会主義とは異なる路線、例えば修正資本主義であるとか、あるいは、まったく新しい体制に発展しつつあるのか、今日なお多くの議論が展開されている。

第二次世界大戦後、現在の東ヨーロッパ地域に出現した社会主義国家は、ポーランド人民共和国 (Polska Rzeczpospolita Ludowa)、『ハンガリー人民共和国 (Magyar Népköztársaság)』、チェコスロヴァキア社会主義共和国 (Ceskoslovenská Socialistická Republika)、『ルーマニア社会主義共和国 (Republica Socialistă Română)』、『ブルガリア人民共和国 (Narodna Republika Bulgaria)』

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国 (Socialistička Federativna Republika Jugoslavija)、『アルバニア人民共和国 (Republika Popullore Shqiperise)』およびドイツ民主共和国 (Deutsche Demokratische Republik) の八カ国であった。

これらの東ヨーロッパ諸国は、第二次世界大戦中、ドイツ軍の支配もしくは侵攻を受け、国家として、また民族として、その独立と存在をおびやかされるにいたつた。

このような状況下において、東ヨーロッパ諸国が、自国の独立と存在をまつとうするために選択すべき道は、ソヴィエト共産党の指導とソヴィエト軍の軍事援助によつて、自国の領土内から、ドイツ軍を撃退するということであつた。

こういう傾向は、第二次世界大戦の末期にかけて、東ヨーロッパでは、特に顕著にみられ、ソヴィエトの対東ヨーロッパ政策と、東ヨーロッパ諸国の国家利益との間に、特に矛盾するところはなく、また当面するドイツ軍を撃退するという点で一致し、極めて強力に遂行される結果となつた。

しかしながら、第二次世界大戦終了後における東ヨーロッパ地域の政治地図は、かならずしも東ヨーロッパ諸国の期待するところとはならなかつた。東ヨーロッパ諸国にとつて、ソヴィエト軍は、ドイツが降伏するまでは、まさに解放軍であつた。しかし、第二次世界大戦終了後の、東ヨーロッパにおけるソヴィエト軍は、かならずしも解放軍とはならなかつた。

このような、ソヴィエト軍の占領目的をめぐる矛盾は、やがて東ヨーロッパ諸国の中に、ソヴィエトとの関係で対立する事態をまねく場合もみられるにいたつた。例えば、一九四八年の、コミンフォルムにおけるユーゴスラヴィアの除名などは、その表面化の一例である。この事實は、コミンフォルムの性格が、東ヨーロッパ諸国の社会主義建設の路線と、かならずしも一致しなかつたからである。

また、ソヴィエトの東ヨーロッパ政策の中で、明らかに内政干渉と思われるような事実も見受けられる。例えば、一九五二年九月に制定されたルーマニア人民共和国憲法は、その第三条において次の如く宣言している。

「ルーマニア人民共和国憲法第三条 ルーマニア人民共和国は、ソヴィエト社会主義共和国同盟軍によつて、ファシストのくびぎと帝国主義の支配から、わが国が解放された結果、また労働者階級を先頭とする都市と農村の人民大衆が、ルーマニア共産党の指導のもとに、地主と資本家の権力を打倒した結果うまれ、強固なものとなつた。」⁽³⁾

この条文から明らかな如く、ルーマニアはソヴィエト軍の軍事援助によつて人民共和国を樹立した。しかし、新生ルーマニアが、その憲法の条文にまで、わざわざソヴィエト軍の軍事援助によつて人民共和国を建国した、と宣言せざるを得なかつた背景には、やはりソヴィエトの強力な指導あるいは支配がルーマニアに対して行われたことを意味しているのである。人民共和国建国当時のルーマニア共産党は、事実ソヴィエト共産党の指導下にあつたといえよう。特に、ゲオルギウ・デジ (George Gheorghiu- de) が党の支配権を掌握してからは、デジがルーマニアの小スターリンと呼ばれたことからわかるように、ルーマニアは、事実上ソヴィエトの衛星国と化した。

しかるに、一九六五年三月、デジの後継者として、ニコラエ・チャウシェスク (Nicolae Ceausescu) が書記長に就任してからは、ルーマニアは、いわゆる独自の道を進進し始めるのである。チャウシェスクの外交政策、特にソヴィエト政策は、デジの場合とは大きく異なり、ソヴィエトの衛星国化を否定し、基本的には、すべての政策は、ルーマニアの国家利益を中心とするものであつた。

このチャウシェスクの外交政策は、社会主義世界においては、自国の国家利益よりも、社会主義共同体の全体利益を優先させるべきであるとするソヴィエトの路線と衝突する結果となつた。チャウシェスクは、ソヴィエトに対して、ルーマニアの政治的独立宣言ともいふべき政策を行つたのである。それは先に述べたルーマニア人民共和国憲法第三条の改正である。⁽⁵⁾ 第三条は、ルーマニアにとつては、まさに屈辱的な条文であり、ソヴィエトの衛星国であることを、憲法上認めていることになるのである。ルーマニアの若きリーダーたるチャウシェスクには、とうてい容認出来るところではなかつた。

ルーマニアは、一九六五年にルーマニア人民共和国憲法を廃止し、同時にルーマニア社会主義共和国憲法を新たに制定した。この憲法は、ルーマニアが、人民民主主義より社会主義へと発展した事実を確認するものであつたが、その本来の目的は、やはりソヴィエトに対する政治的独立宣言であつたといわねばならない。

ルーマニア社会主義共和国憲法は、その第三条において「ルーマニア社会主義共和国における全社会の指導政治勢力は、ルーマニア共産党である。」とだけ規定してある。ソヴィエト軍の援助によつて建国された旨の宣言は、全面的に削除されている。

次に、チャウシェスクがソヴィエトに対して行つた要求は、第一に、ワルシャワ条約機構の全加盟国から、外国軍隊、特にソヴィエト軍の引き揚げを求めること。第二に、東ヨーロッパの各国に、外国軍隊の駐留が必要な場合は、ワルシャワ条約の規定ではなく、二国間協定によつて行うこと。第三に、現在のワルシャワ条約機構統一軍の駐留にともなつて生ずる軍費は、すべて関係国が支出すること。第四に、ワルシャワ条約機構統一軍の戦闘作戦行動に核兵器使用が含まれる場合は、東ヨーロッパ諸国に対して、事前に発言権を認めること。以上であつた。

これらの要求は、すべてソヴィエトによつて無視されることとなつた。しかし、ルーマニアの、このようなソヴィエトに対する強硬な政策は、次第に他の東ヨーロッパ諸国にも影響をあたえ、また支持されることとなつた。

ルーマニアの政治的独立宣言から三年後の一九六八年、チェコスロヴァキア事件が起こるのである。この事件の特徴は、チェコスロヴァキアの民衆が、自国の政府、あるいはソヴィエトに対して、政治的、経済的不満から、何となく自然発生的に起こした暴動ではなかつたところに、極めて重要な意味があるといえよう。もし、民衆の単なる不満が、暴動に発展しただけであつたならば、ソヴィエトは軍隊を派遣してまで鎮圧するといつた非常手段をとるようなことはなかつたと思われる。

一九六八年八月、プラハに起こつたチェコスロヴァキア事件が、過去に東ヨーロッパ諸国にみられた暴動と本質的に異なるところは、この事件がチェコスロヴァキア共産党中央委員会の指導のもとに展開されたということである。従つて、プラハを中心に各都市で起こつた抗議運動は、いわゆる反政府運動ではなかつた。それはチェコスロヴァキア共産党中央委員会の決定を支持し、同時にソヴィエトに対する抗議であつた。

チェコスロヴァキアの反ソヴィエト運動が、ソヴィエトに対して要求した綱目は、すべて当然の内容であつた。それは、第一に、チェコスロヴァキア国内において、社会主義的民主主義を發展させること。そのために、ソヴィエト共産党第二十回大会の精神を基本として、階級闘争が激しかつた時に用いられた方法を変えること。第二に、党の行動力の基礎となるものは、広範な党内民主主義に基いたイデオロギー、組織面での団結であり、このためにチェコスロヴァキア共産党が、指導的役割を十分に發揮すること。第三に、チェコ人とスロヴァキア人との平等政策を行うこと。この政策は、共和国強化のためには是非とも必要である。実際には、スロヴァキア民族評議會をチェコスロヴァキア社会主義共和国における立法機関とし、スロヴァキア閣僚會議を、同じく執行機関とすること。

これら要求は、チェコスロヴァキア共産党行動綱領⁽⁷⁾として広く党の内外に発表された。この行動綱領を採択し、ソヴィエトに対する抗議運動の先頭に立つたのは、アレクサンドル・ドブチェク (Alexander Dubcek) であつた。ドブチェクは、チェコスロヴァキア共産党書記長として、チェコスロヴァキアの反ソヴィエト運動を、上から、即ち党中央委員会が中心となり、国民にはたらきかけ、運動を展開して行くという方法をとつた。

チェコスロヴァキア事件の推移は、一九六八年の一月にさかのぼつてみなければならぬ。即ち、一九六八年一月、チェコスロヴァキア共産党中央委員会は、中央委員会總會において党第一書記アントニン・ノヴォトニー (Antonín Novotný) を解任した。後任はスロヴァキア共産党第一書記アレクサンドル・ドブチェクであつた。三月、チェコスロヴァキア国民議會

は大統領にルドヴィーク・スヴォボダ (Ludvík Svoboda) を選出した。スヴォボダは後に、軍事介入したソヴィエト軍の撤退を成功させた人物である。五月、チェコスロヴァキア共産党中央委員会機関誌ルデ・プラボは、党内民主主義の実現、一党独裁を廃し複数政党制の導入等の議論を展開する。六月、このようなドブチェクらの行動を注目していたソヴィエトは、党中央委員会に対し、一連の改革運動が結果として反ソヴィエト活動であると見做し、嚴重警告を発するところとなる。同時に、ワルシャワ条約機構統一軍のチェコスロヴァキアにおける合同軍事演習が開始された。これに対して、チェコスロヴァキア作家同盟が、いわゆる二千語宣言を発表して抗議する。七月、ブレジネフ書記長、チェコスロヴァキア共産党中央委員会に対し、再度嚴重警告を発する。これに対して、ドブチェクらは、ワルシャワ条約機構の改革を要求する。ソヴィエト国防省は、陸軍演習を開始する。

八月、ソヴィエトは緊急中央委員会において、チェコスロヴァキアに対する軍事介入を決定し、プラハを占領、チェコスロヴァキア共産党は、ワルシャワ条約機構統一軍によつて包囲され、また国境も閉鎖される。このような事態に直面し、ドブチェクを中心とする党中央委員会は、ソヴィエトの力の論理に屈伏することなく、五カ国からなるワルシャワ条約機構統一軍に対して撤退を要求⁽⁸⁾。しかし、死者六十一名を出すにいたり、ドブチェク以下中央委員会幹部会員は全員が無抵抗のまま拘束される。侵攻軍総兵力六十三万。

チェコスロヴァキア共産党を中心に、上からの運動により、自由化を実現させようとするドブチェクらの計画は、ソヴィエトの軍事力の前に、完全に敗北した。その後、一九七七年一月に、再度自由化運動が、作家や芸術家を中心に開始され、主として文学、芸術作品の表現の自由の獲得をめぐり展開されたが、やはり失敗であつた。

しかし、チェコスロヴァキア事件が他の東ヨーロッパ諸国にあたえた影響は、非常に大きく、二年後の一九七〇年十二月、ポーランドのグダニスクにおいて、反政府暴動が発生した。この暴動はグダニスクの工場労働者が、労働条件の改善と

日常生活品の確保を要求して、ストライキ、サボタージュを行つたものであるが、一部の労働者が、これを暴動にまで発展させたのである。暴動の規模は、比較的小さく、ポーランド全土に波及するといった事態にはいたらなかつた。

それから十一年後の一九八一年八月、やはりグダニスクにおいて、反政府運動が発生した。その中心は、グダニスクのレニン造船所労働組合である。今回の反政府運動は、前回のような暴動にはいたらなかつたが、その規模は前回とは比較にならないほど大規模なものであつた。それはグダニスクだけにとどまらず、首都ワルシャワ、ルブリン、ポズナニ、クラコフその他の諸都市におよんだ。

ポーランド政府は、通常的手段では解決することが出来ず、一九八一年十二月、ポーランド全土に戒嚴令⁹⁾を布告するにいたつた。この時期にポーランド政府が戒嚴令を發した理由は、自主管理労働組合、いわゆる連帯組織によるゼネストの防止にあつた。グダニスクのレニン造船所労働組合を根拠地とする連帯は、すでにゼネストの実施を決議していた。連帯を中心とした自由化要求は、現在なお政府と鋭く対立した状態にある。

連帯を中心に、ポーランドで展開されている自由化要求の運動が、今後如何なる進展をみせるか、予測は困難であるが、この運動がルーミアアやチェコスロヴァキアの場合と異なるところは、工場労働者による労働組合を中心とした下からの運動として行われていることである。ポーランドの政府および党は、労働者の自由化要求運動を戒嚴令をもつて抑圧しているのである。従つて、ポーランドにおける自由化の第一歩は、連帯が政府に対して勝利を得るか、あるいは連帯と政府との間に妥協が成立するかどうかである。

連帯の自由化運動が労働組合中心の運動であつても、それは同時にポーランド国民の運動である。現在、連帯に参加している労働者は九百六十万人である。この数字は全ポーランド労働者の約八十パーセントを意味するものである。それ故、もしポーランドの労働者が連帯の指令通りにゼネストを実施し、全土において反政府運動を展開するならば、現在のポーラン

ド政府は恐らく崩壊するであらう。

またポーランド統一労働者党の黨員は、現在二百五十万人である。今日すでに九百六十万人の労働者を組織する連帯は、ポーランドの第一勢力にまで成長した。連帯は統一労働者党にかわつて、その自己の政策を実現し得る政党としての能力を有しているといえよう。しかし、ポーランド政府は、連帯を非合法化し、その存在を認めようとしなない。それは、連帯がポーランド政府に対して行つた要求の中に、現存する社会主義体制そのものを否定する内容が含まれていることにもよる。

一九八一年六月、連帯がポーランド政府および統一労働者党に要求した改革は、第一に、国营企業の責任者の決定は、各企業ごとに労働者の選挙によること。第二に、国营企業にかわつて、可能な限り私企業を認めること。第三に、政治的自由を拡大するため、現在のポーランド統一労働者党による事実上の一党支配を廃し、複数政党制を認めること、であつた。

連帯による、このような要求が、現在のポーランド政府によつて認められる可能性は、非常に少ないといわざるを得ない。ポーランド政府は、現状では全面的に、これら要求を否定している。またポーランド政府のみならず、ソヴェト政府も、連帯の反ソヴェト的運動に対して、次の如く警告する声明を発表した。

「ポーランドの社会主義の敵が、現存の社会体制を転覆させることを自らの目的として、意図的に国内の危機を深め、その経済を崩壊させながら、ポーランドの独立を脅威にさらしたのは、公然の事実である。これらの勢力は、ポーランドおよびソヴェト両国民間の兄弟的友好を、あらゆる手段をもつて破壊しようとした。彼らは、反社会主義的、反革命的綱領を打ち出し、ワルシャワ条約に基づく同盟国としての義務をポーランド政府が遂行することに対して、直接的脅威をつくり出した。」⁽¹¹⁾

この声明は、一九八一年十二月十四日、即ち、ポーランド政府が戒厳令を布告した翌日、モスクワにおいて発表されたものである。しかし、ソヴェトは、警告の声明を発表するだけにとどまらず、ポーランド国境周辺において、ワルシャワ条

約機構統一軍による軍事演習という名目のもとに、大規模な軍事演習を展開し、軍事介入の可能性があるかの如く行動している。

ポーランドにおける自由化運動は、自発的な労働者の組織である連帯を中心とするものであつた。それは、チェコスロヴァキアの場合のように、党中央委員会を中心とした上からの改革ではなく、一般の労働者による下からの改革であつた。しかも、この一般の労働者こそポーランドの国民である。ポーランド全労働者の八十パーセントによつて組織された連帯と対立する政府は、たとえ力の論理によつて自由化の運動を一時的に鎮圧したとしても、それは本質的な解決とはならないであらう。自由を要求する声は、政府当局者が如く、一部の労働者ではなく一般の国民だからである。

現在のポーランド政府および統一労働者党は、事実上、自国の大多数の国民を相手に敵対することとなるのである。戒厳令によらなければ、秩序維持が困難であるということは、まさに異常事態である。しかし、逆説的な見方をすれば、ポーランド政府が戒厳令を布告し、秩序を維持している限り、ソヴィエトによる軍事介入はないであらう。ポーランド政府に戒厳令を維持するだけの実力がなくなつた場合、あるいは連帯の要求が大部分受け入れられ、ポーランド政府が連帯と妥協し実質的に敗北した場合、ソヴィエトによる軍事介入の可能性は、非常に高いといえよう。しかも、アメリカ政府がポーランド問題に関して中立の立場を維持するならば、ソヴィエトの軍事介入は確定的となるといわざるを得ない。

二 自由化の条件

東ヨーロッパの社会主義国家が自由化を遂行する過程について、簡単に考察したが、では今後さらに、そのような傾向が強くなるのであろうか。もしそうであるとすれば、その可能性はどうであらうか。

ルーマニア、チェコスロヴァキア、あるいはポーランドは、その方法は異なるにせよ、何れも自由化運動として考えるこ

とが出来る。ルーマニアの場合は、国内における個人の自由よりも、国家の自由が優先した。即ち、ルーマニアがルーマニア独自の社会主義建設を行うためには、社会主義共同体内部における国家の自由の確立が急務であつた。そのためには、ルーマニアは、いわゆる独自の道を選択せざるを得なかつた。ルーマニアが一九六五年以降、ソヴィエトに対して、ワルシャワ条約機構の廃止⁽¹²⁾、あるいは経済相互援助会議、いわゆるコメコンの改革その他一連の政治的変革を要求したことは、ルーマニアの、独立国家としての当然の権利であつた。その権利の主張の仕方は、チャウシェスク書記長を中心に、ルーマニア共産党がソヴィエトに対して直接行ふという方法であつた。

チェコスロヴァキアの場合も、ルーマニアの場合と同様に、チェコスロヴァキア共産党が、ドプチェク書記長を中心として、上から国民を鼓舞しつつソヴィエトに対して、国家としての自由の確立を要求したのである。

ポーランドの場合も、ルーマニアやチェコスロヴァキアと同様、やはり自由化運動であるが、その方法は、ルーマニアやチェコスロヴァキアの場合のような党中央委員会による上からの改革ではなく、自主的な労働者の組織である連帯を中心とした一般国民による下からの運動である。この場合、自由化運動の直接の交渉相手は、ソヴィエトではなく、ポーランド政府である。従つて、国内における政府と労働組合の対立という形態を呈するのであるが、これはルーマニアやチェコスロヴァキアに比較して労働組合の力が強く、国民の政治的意識も高いためである。

さらにポーランドの場合、無視し得ないのが教会の存在である。国民の九十五パーセントがカトリック教徒であるといわれるポーランドでは、政府も教会と対立することは可能な限り回避しようとするであろう。ポーランドにおける自由化運動の今後の動向は、この教会の態度如何にかかつていゝといつても過言ではない。

東ヨーロッパ諸国が、本来の独立国家として発展するためには、その前提として、これらの政治的自由が政府によつて承認されなければならない。これまでの一連の改革運動は、先ず政治的自由の確保にあつたのである。

次に、東ヨーロッパ諸国が社会主義建設を行う場合の経済的課題について考えてみたい。東ヨーロッパ諸国の経済問題で重要なことは、エネルギー資源の問題である。自国に存在するエネルギー資源だけで、工業化を推進することは、なかなか困難である。

原油に関してみるならば、一九七九年度の各国生産量は、ポーランドが三六万トン、ハンガリー二一九万トン、チェコスロヴァキア一二万トン、ルーマニア一、四六五万トン、ブルガリア一三万トン、ユーゴスラヴィア四七万トン、アルバニア二二万トン、東ドイツ七万トンである。しかるに同じ年度における各国の原油消費量は、ポーランドが一、四二二万トン、ハンガリー七六八万トン、チェコスロヴァキア一、五六〇万トン、ブルガリア九六五万トン、東ドイツ一、六〇五万トンである。

従つて、これら各国は、その不足分を輸入によつているのであるが、その輸入先は、大部分がソヴィエトである。因みに、各国のソヴィエトからの輸入量は、同年度で、ポーランドが一、二三四万トン、ハンガリー五二九万トン、チェコスロヴァキア一、四三四万トン、ブルガリア九三二万トン、東ドイツ一、二九九万トンである。唯一の例外は、ルーマニアであるが、ルーマニアの場合は、ソヴィエトからの輸入は、まつたくなく、一九七九年度は、主としてOPEC諸国から原油四一四万トンを輸入し、COMECON加盟諸国を中心に、四八六万トンを輸出している。

この数量から単純に判断することは、かならずしも正確ではないが、東ヨーロッパ諸国の大多数が、そのエネルギー政策上、ソヴィエトに多くを依存していることがわかる。即ち、各国のソヴィエトに対する原油輸入依存度は、ポーランドが八六・七パーセント、ハンガリー六八・八パーセント、チェコスロヴァキア九一・九パーセント、ブルガリア九六・五パーセント、東ドイツ八〇・九パーセントである。

同様の事実は、電力および石炭に関してもいえることである。ただし、ポーランドの一九七九年度における石炭の生産量

は、石炭が二億九千三万八千トン、粘結炭四、〇二万六千トン、褐炭三、八〇八万三千トンで、全出炭量は二億七、九二五万七千トン⁽¹⁴⁾におよぶ。これは、ソヴィエトの出炭量のおよそ半分近い数量である。またチェコスロヴァキアも、出炭量は一億四、三二七万九千トン⁽¹⁵⁾で、ポーランドに次ぎ東ヨーロッパ第二位である。原油生産量の東ヨーロッパ第一位は、すでに先に見た通り、ルーマニアである。ルーマニアは、原油生産に関する限り、ソヴィエトには何ら依存するところはないのである。

ポーランドおよびチェコスロヴァキアは、原油生産の面では、確かにソヴィエトに依存するところ大であるが、石炭生産では、ほとんど独自に自国のエネルギー政策が決定出来る。ルーマニアも同様である。

それ故、直接あるいは間接、ソヴィエトに対して、自由化要求の運動が展開可能となるのは、やはり、これら三カ国ということになるのである。ブルガリアや東ドイツの如く、原油生産量あるいは全出炭量の九五パーセント以上をソヴィエトに依存している現状においては、国内における自由化や国家を中心とした反ソヴィエト運動の展開は、極めて困難であるといわねばならない。

東ヨーロッパ諸国の自由化は、国内における政治的自由の確立と同様、各国の経済的自立、特にソヴィエトに対する経済的依存関係を是正しない限り、とうてい不可能であるといつても過言ではない。

一九八一年十二月十三日の、ポーランドにおける戒厳令の背景には、ポーランド経済が、すでに破綻寸前であつたという事実が横たわつていたのである。一九八一年十二月におけるポーランドの対外債務は、およそ二七〇億ドルであつた。この中で、十二月における元本返済額は、およそ二四億ドルであり、その返済利子総額は、およそ四億五千万ドルであつた。現在のポーランド政府には、元本は勿論、四億五千万ドルの利子支払能力さえないのである。ポーランド政府による可能な解決策は、利子支払のため、ソヴィエトに対して、新規融資⁽¹⁶⁾を申し込むことであつた。元本返済については、繰り延べ支払方

式によるしかない。

他の東ヨーロッパ諸国においても、ポーランドと同様の傾向にあると考えることが出来る。各国の経済機構および経済政策が従来通りであつて、そこに何ら改革がないとすれば、第二、第三のポーランドが出現する可能性は十分にあるであろう。

東ヨーロッパ諸国が、第一次世界大戦後、新生社会主義国家として建国してすでに四〇年近くになるのであるが、各国は、国内における国民の政治的自由が拡大されたとは、かならずしもいえない。同様に各国は、資本主義国家以上の経済発展を達成したとも認め難い。各国は、その社会主義建設の方法に関して、新たに検討する必要性が十分にあるといえよう。

三 展 望

東ヨーロッパの社会主義国家にとつて、今後解決すべき重要な課題は、国内における政治的自由の確保と、経済成長の達成にある。政治的自由確保のためには、共産党、労働者党あるいは共産主義同盟といった共産主義政党のみによる、事実上の一党支配を廃止し、複数政党制を導入することである。自由化を推進するためには、この複数政党制の導入が前提となる。

現在の各国の国民が、すべて共産主義政党を支持しているとは考えられない。ポーランドにおける連帯の運動に対し、政府は一部の反社会主義者としているが、本当に一部の人間による運動であろうか。ポーランド政府およびソヴィエトは、現実を直視する必要がある。

次に、各国が経済成長を達成するためには、現在の中央集権的官僚制経済機構⁽¹⁷⁾を廃止することである。この制度は、いわゆる計画経済の名のもとに、単に官僚機構を増大させているにすぎない。具体的政策としては、基幹産業以外の分野におい

て、小規模の私企業を認め、市場経済の原理を導入することである。

このような改革が成功すれば、東ヨーロッパ諸国の社会主義も生気をとりもどし、新しい発展を遂げることが可能となるであろう。それは、同時に各国の社会主義建設に、各国の特殊性を認めることでもある。

- (1) Ghita Ionescu, *Communism in Rumania*, p. 172.
- (2) Ghita Ionescu, *ibid.*, p. 189.
- (3) 稲子恒夫訳、ルーマニア人民共和国憲法、「人權宣言集」三二五ページ。
- (4) Ghita Ionescu, *op. cit.*, p. 214.
- (5) *Lumea*, 27 joi 1966, pp. 16—19.
- (6) *Comitetului Central al Partidului Communist Roman, Lupta de Clasa*, 6, 1972.
- (7) 内山敏訳「プラハの春」八八ページ。
- (8) 山下俊一訳「チェコスロヴァキア事件資料集・戦車と自由」二五九ページ。
- (9) *Lumea*, 11 Ianuarie 1982, p. 18.
- (10) ポーランド統一労働者党第九回臨時党大会決議、ポーランド統一労働者党綱領、「世界政治」第六十一号、四九ページ。
- (11) 一九八一年二月一日、モスクワ放送。
- (12) *Lumea*, 11 decembrie, 1968, p. 22.
- (13) コメコン統計年鑑、一九八〇年版、七七ページ。
- (14) 推定値。
- (15) 推定値。
- (16) 一九八二年一月、ソヴィエト三億五千万ドルを新規承認。
- (17) 拙著「現代国際政治論」一八九ページ。